

瑞浪市発注工事の入札における工事費内訳書の労務費等の記載について

令和8年1月16日適用
瑞浪市総務部総務課契約係

工事費内訳書には入札金額の内訳として、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)第12条の趣旨を踏まえ、「材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費」(以下、「要明示費用」といいます。)の記載をお願いしているところですが、要明示費用の記載が現時点において困難である場合があることから、下記のとおり取り扱います。

記

1、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。(※法定福利費は、以下取扱いの対象外となります。)

- ①すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- ②一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

なお、上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

2、要明示費用の記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。ただし、令和8年3月31日までに入札手続を開始する工事に限り、要明示費用について記載がない場合、暫定的に無効としないこととします。

以上